

池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用および番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用および特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務および町長または教育委員会が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 3 町長または教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条第1項関係)

機関	事 務
町 長	池田町重度障害者(児)医療費の助成に関する条例(平成18年池田町条例第27号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
町 長	池田町子ども医療費の助成に関する条例(平成8年池田町条例第18号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
町 長	池田町母子家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年池田町条例第20号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条第1項関係）

機関	事務	特定個人情報
町長	池田町重度障害者(児)医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報（番号法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）
		住民票関係情報（番号法別表第2に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。）
町長	池田町子ども医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報
町長	池田町母子家庭等医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
		住民票関係情報

別表第3（第5条第1項関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給または地域の子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法別表第2の第2欄に掲げるもの	町長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報または障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって番号法別表第2の第4欄に掲げるもの